

社会福祉法人師勝福社会理事会議事録

1 開催日時

平成29年9月26日（火）午前10時09分

2 開催場所

セルプしかつ 会議室

3 出席者

理事 大口正文、野津久子、伊藤一雄、岩越久夫、柴田忠利、清水孝司
(施設長)

欠席理事 なし

監事 赤堀 晋、渡邊幸子

事務局 後藤俊明、牧野良紀

4 審議事項

第35号議案 社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部改正について

第36号議案 社会福祉法人師勝福社会公用車使用管理規程の一部改正について

第37号議案 社会福祉法人師勝福社会法令遵守規程の制定について

5 定足数

理事定数6人中6人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第30条第2項の規定により過半数が出席しており、この理事会は成立した。

6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第30条第1項の規定により、大口正文理事長が議長となった。

○議事録署名者の選出

議事録署名者の選出に当たり、定款第31条第2項の規定により、大口正文理事長と赤堀晋監事・渡邊幸子監事が指名された。

○議事

議長「第35号議案 社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部改正について」諮ります。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第35号議案 社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部改正

について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年9月26日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 「臨時職員」の名称を「雇用職員」に改めたことに伴い、別表第1「雇用通知書」及び別表第2「忌引き」中の名称を改めるとともに、本則との整合性を図り条文を整備するため。

この一部改正案は、今年3月27日の理事会・評議員会において、「臨時職員」の名称を「雇用職員」に改めたところですが、別表第1及び別表第2の表に改正漏れがあり、改めて名称を改め、あわせて本則との整合性を図るため条文を整備するものです。

第5条の2。「社会福祉法人師勝福社会就業規則」の題名を「社会福祉法人師勝福社会職員就業規則」に改めるとともに、条文中の文言を適正に改めるものです。

第21条中「第18条」を「第16条」とし、条ずれを改めるものです。

別表第1「雇用通知書」の表中「社会福祉法人師勝福社会臨時職員就業規則」の題名を「社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則」に改めるものです。

「2 諸手当」第1号中「社会福祉法人師勝福社会給与規程」を「社会福祉法人師勝福社会職員給与規程」に改め、第3号を第4号に、第2号を「勤勉手当 理事長の定める」に改め、同号を第3号とし、第2号として、「時間外労働手当 給与規程に定めるところによる。」を加えるものです。

別表第2の見出し。関係条文の条ずれを改めるとともに、表中の「臨時職員」を「雇用職員」に改めるものです。

附則として、この規則は、平成29年9月26日から施行するものです。

以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問があれば承ります。

理 事 …

議 長 質問はないようですので、採決に入らせていただきます。

「第35号議案 社会福祉法人師勝福社会雇用職員就業規則の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 〔挙手全員〕

議 長 全員の方に挙手いただきましたので、第35号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、「第36号議案 社会福祉法人師勝福社会公用車使用管理規程の一部改正について」諮ります。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第36号議案 社会福祉法人師勝福社会公用車使用管理規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会公用車使用管理規程の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年9月26日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 法人所有車の管理・運営に関し、社会福祉法人師勝福社会との整合性を図り条文を整備するため。

この公用車使用管理規程は、平成11年4月1日、師勝福社会の開設時に、当時師勝町役場の公用車使用管理規程を参考にして作成されたもので、法人所有車の名称が公用車のまま制定されたものです。今回、社会福祉法人の制度改革に伴い、改めて規程の見直しを行うとともに、あわせて現状に併せた条文の整備を行うものです。

題名と本則中の「公用車」の名称を「法人所有車」に改めます。

第2条第1項。「安全運転管理者」の前に、道路交通法による根拠を加えるものです。

第4条中「運転技能が優れ」の規定は、基準が不明確のため、削るものです。

第5条中「公務」を「職務」に改めるものです。

第7条第2項中「車庫に格納」とありますが、車庫はありませんので、「場所に駐車」に改めるものです。

第10条は、条文の整備です。

以下、様式中の「公用車」の名称を「法人所有車」に改めるものです。

附則といたしまして、この規程は、平成29年9月26日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問があれば承ります。

柴田理事 安全運転管理者は施設長をもって充てるとなっているが、私の職場でも西枇杷島警察署に届出をしている。警察署への届出はどうなっているか。

施設長 これからです。

柴田理事 警察署に届出を出して管理証が発行され、安全運転管理者の講習会もあるが。

施設長 安全運転管理者を置かなければならない基準があり、セルフしかつは該当しないのでは。

柴田理事 5台以上が条件なので、5台以上でなければ良いと思う。

施設長 基準には達していないが、これらの制度に準じて運用します。

柴田理事 年2回、デイサービスの職員も含めた運転手に運転適性検査を実施し、一定基準以下だと運転させないようにしている。

伊藤理事 シルバー人材センターへ委託していないのか。

柴田理事 全員、法人の職員である。事故を起こしても、運転適性検査を受けさせている。

施設長 参考にして、整備していきたい。

議長 他に質問はないようですので、採決に入らせていただきます。

「第36号議案 社会福祉法人師勝福祉会公用車使用管理規程の一部改正について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 [挙手全員]

議長 全員の方に挙手いただきましたので、第36号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、「第37号議案 社会福祉法人師勝福祉会法令遵守規程の制定について」諮ります。

内容について、事務局から説明をお願いします。

事務局 「第37号議案 社会福祉法人師勝福祉会法令遵守規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福祉会法令遵守規程を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年9月26日提出

社会福祉法人師勝福祉会 理事長 大 口 正 文

提案理由 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第42条第3項に基づく第51条の2第1項並びに同法施行規則第34条の27第1号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福祉会における法令遵守に関し必要な事項を定めることにより、法人の業務管理体制を整備するためです。

この法令遵守規程は、障害者総合支援法に基づき、本法人が本来整備すべき法令遵守に関する業務管理体制が整備されていないため、新たに規程を制定し、その体制を整備するものです。

第1条は、この規程の目的を定めるもので、役員及び職員が全ての法令等を

遵守し社会規範を尊重するとともに、法人の事業活動が高い倫理性を持って行われることを目的とするものです。

第2条は「定義」で、この規程における用語について、特定の意義・用法を確定するものです。

第3条は、社会福祉法人としての公益性や非営利性に見合う経営組織としての役員及び職員の責務を定めるものです。

第4条「法令等の遵守」は、役員及び職員は、法令等の遵守及び事業の計画・立案、申請、実施、報告等法人の事業活動及び経理事務の遂行の各過程において、この規程の趣旨に沿って誠実に行動する旨、定めるものです。

第5条「職場環境の整備」は、役員及び職員は、法人の事業活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るため、職場環境の資質向上に積極的に取り組まなければならない旨、定めるものです。

第6条「利益相反」は、役員及び職員は、法人の事業活動の実施に当たり、個人と組織又は異なる組織との利益が衝突しないよう、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない旨、定めるものです。

第7条「法令遵守責任者」は、法人に法令遵守責任者を置き、法人が設置・経営する事業所の管理者、つまり施設長を充てるとともに、法令遵守責任者の職務を定めるものです。

第8条「法令遵守に係る確認、対応等」は、役員及び職員は、法人の事業活動及び経理事務において、不正な行為を発見した場合は、直ちに法令遵守責任者に通報し、通報を受けた法令遵守責任者は、必要に応じて調査を行い適切な措置を講ずるとともに、通報した役員及び職員に対し、いかなる不利益行為をしてはならない旨、定めるものです。

あわせて、個人情報については、本法人の個人情報保護規程に基づき取り扱うものです。

第9条「処分」は、法令違反をする行為を行った職員は、本法人の職員就業規則第41条及び第42条に基づき、懲戒されるものです。

第10条「雑則」は、この規程に定めるもののほか、法令遵守に関し必要な事項は、理事長が定めるものです。

附則といたしまして、この規程は、平成29年9月26日から施行するものです。

以上です。

議長 ただ今、事務局から説明のありました内容について、質問があれば承ります。

理事 …

議長 質問はないようですので、採決に入らせていただきます。

「第37号議案 社会福祉法人師勝福社会法令遵守規程の制定について」承認いただけましたら、挙手をお願いします。

各理事 [挙手全員]

議長 全員の方に挙手いただきましたので、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次に「報告事項」へ移ります。

まず、報告第1号「平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告・平成29年9月期について」施設長から報告をお願いします。

施設長 「報告第1号 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業報告〔平成29年9月期〕について」説明します。

この報告は、定款第19条第3項の規定に基づき、理事長の職務に関する執行状況の報告として、「平成29年9月期」として、8月末までの事業報告、続いて事業予算の執行状況を報告するものです。

第1 概況

平成29年度も半期を終えようとし、本年4月1日からの社会福祉法人の制度改革に伴う経営組織の見直しを含め、当法人の事業運営は、当初の事業計画に基づき、順調に進められているところです。

平成29年度のセルフしかつの利用者は、前年度途中で利用者が2人退所して、33人となりましたが、4月に新規利用者2人を迎え、35人のスタートとなりました。

8月31日現在、この人員をもって、請負作業、自主製品及び受託事業に係る軽作業を適宜・適切に配置・分担し、これら軽作業を通して生活リズムの安定及び自主性・協調性を伸ばすよう利用者の支援を行っております。

今後も、社会福祉事業の担い手としてふさわしい安定した事業経営に向けて、「職員体制の育成・充実」「自主製品の確保と利用者工賃の向上」等、経営基盤の強化に取り組むとともに、利用者が地域において安心して暮らすことができるよう、利用者の視点に立った良質かつ適切な障害福祉サービスを提供できるよう努めます。

第2 サービス区分別実施状況

「(1) 理事会」。5月25日に、旧法による理事会において、本法人の「事業報告」を承認していただき、「収支決算」を認定しました。

そして、6月27日は、改正社会福祉法による定時評議員会終了後初めての
新理事会で、まず理事長を選定していただいた後、改正法に基づく社会福祉充
実計画、新評議員・理事の報酬等の基準を承認したところです。

「(2) 評議員会」は、6月27日、改正法に基づく新しい評議員会による初
めての定時評議員会を開催し、本法人の「社会福祉事業」を報告後、「収支決算」
について承認していただき、新制度による理事・監事を選任したところです。

引き続き、評議員会を開催し、本法人の社会福祉充実計画、新評議員・理事
の報酬等の基準を承認しました。

平成28年度の「事業報告」及び「収支決算」に伴う監事監査は、5月15
日に開催しました。

理事長の定例決裁については、基本的に、毎週月曜日・木曜日に実施してい
るところです。

「セルフしかつ生活介護事業実施状況」については、定員・現員とも、毎月
35人で推移しているところです。

「年齢」「障害支援区分」「対象地域別」「(2) 支援・援助」については、記載
のとおりです。

「利用実績」については、「別紙1」。

8月末現在で、「利用率」平均89.4%。

生産活動1人当たり平均工賃は、賞与合わせて月額9,512円です。

因みに昨年度は、8月末現在で、賞与合わせて月額8,688円でした。約
10%の増額です。

「ウ 行事」については、

4月3日に「入所式」を行い、新たに2人の利用者を迎えました。

4月26日に、あかつき共同作業所・にしはるひまわり作業所と「三施設合
同運動会」。

6月4日(日)に「セルフしかつ祭り」を開催し、大勢の方に参加してい
ただきました。

「3 日中一時支援事業実施状況」については、8月末現在で596人の利
用がありました。

因みに昨年度は、8月末現在で620人の利用でした。

「別紙2 職員研修」については、「採用時研修」「継続研修」の「内部研修」
として、雇用職員を対象に、7月22日・9月16日、ともに土曜日ですが、
研修を実施したところです。

その他外部研修として、適宜、研修に参加しているところです。

以上です。

議 長 ただ今、施設長から説明のありました内容について、質問があれば承ります。

理 事 …

議 長 質問はないようですので、これからも事業計画に基づき事業を進めてください。

次に、報告第2号「平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業収支予算執行状況・平成29年9月期について」事務局から報告をお願いします。

事務局 「報告第2号 平成29年度社会福祉法人師勝福社会社会福祉事業予算執行状況〔平成29年9月期〕について」説明します。

この表は、本年8月31日現在の収入・支出の実績額から、予算額に対する執行率を記載したものです。

「事業活動による収支」「収入」の欄「事業活動収入計(1)」は、予算額に対して、収入額は2,052万2,417円で、執行率25.41%です。

「支出」の欄「事業活動支出計(2)」については、予算額に対して支出額は3,339万793円で、執行率30.97%です。

「施設設備等による収支」「その他の活動による収支」「予備費支出」の収支額はありません。

5ヶ月経過時の執行率ですが、執行されていない事業もあり、また、収支のタイミングもありますので、現時点においては、当初の事業計画に基づき、概ね順調に進んでいるものと考えております。

それでは、「資金収支計算書」により、主な勘定科目を中心に説明します。

なお、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」とも「当期残高」となっていますが、「執行済額」ですので、あらかじめご了承ください。

まず、「収入」の欄「介護給付費収入」は、介護給付費の愛知県健康保険連合会からの入金請求月の翌々月となるため、8月末時点での入金は、4月から6月までの3ヶ月分となり、執行率は25.75%です。

「受託事業収入」は、北名古屋市・岩倉市からの受託事業・日中一時支援事業ですが、同様に入金が請求月の翌々月となるため3ヶ月分となり、執行率は23.28%です。

「経常経費寄附金収入」は、セルフしかつ祭の際の寄附金〔柵壺番屋〕及び個人の寄附金で、当初見込みのとおりです。

「支出」の欄「人件費支出」「職員給料支出」「時間外手当」は、時間外労働の指示・命令を的確に行うよう改めたため、手当が増加したものです。

なお、9月以降の時間外手当については、予算の流用、そして補正予算により対応したいと考えております。

「人件費支出」の「非常勤職員給与支出」は10万3,294円。執行率は12.25%となっておりますが、この内訳としては、嘱託医及び看護師の給与分です。本来、この科目には、短時間勤務の雇用職員の賃金も含まれますが、事務取扱い上、現在、「常勤非正規職員賃金」の科目から支出されております。この支出分については、今後、本来の「非常勤職員給与支出」と「生産活動事業支出」に按分して支出の組替えを行います。

「事務費支出」「研修研究費支出」は、当初計画になかった研修に参加したため、増額となったものです。

「印刷製本費支出」は、封筒及び複写機の印刷代が主なもので、当初見込みのとおりです。

「修繕費支出」については、先回の理事会・評議員会で説明しましたが、当初計画していた施設の大規模修繕については、国・県補助金との関係から1年先延ばして施工するため、今年度予算については減額補正で対応したいと考えております。

「事業活動収支計算書」は、8月末時点における前年度との比較です。

「収益」の欄「経常経費寄附金収益」は、昨年7月にあった大口の寄附金が、今年度はないため、減額となっております。

「費用」の欄「職員給料」「時間外手当」は、時間外労働の指示・命令を的確に行うよう改めたため、大幅に増額したものです。

「常勤非正規職員賃金」は、本年4月から、新たに雇用職員2人を雇用したため増額したものです。

「勤勉手当」は、勤勉手当の支給割合・支給率を0.1ヶ月分引き上げたための増額です。

「研修研究費支出」は、当初見込みのない研修に参加したものです。

「印刷製本費」も当初見込みのとおりです。

「修繕費」も当初見込みのとおりです。

以上です。

議長 ただ今、事務局から報告のありました内容について、何か質問があれば承ります。

理事 …

議長 質問はないようですので、これからも適正な執行に努めてください。

続いて、報告第3号「介護給付費の返納について」事務局から報告をお願いします。

します。

事務局 「報告第3号 介護給付費の返納について」説明します。

「1 理由」。平成27年4月に障害福祉サービス等の報酬が改定され、「送迎加算」についても見直しがされました。

基準として、「1回の送迎に月平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定」されることになっており、この基準に変更はありませんが、取扱いとして、「1月当たりの延送迎人員＝10人×開所日数×往復2回の延送迎人員」、1日当たりに換算すると、「10人×開所日数×2回の延送迎人員／開所日数」を超える、つまり、朝・夕の送迎各1回につき実質的に10人を超えることが要件となりました。

今回、算定し直したところ、祝日等の送迎利用者の欠席及び日中一時での送迎は送迎回数に含まれないため、1回当たりの送迎は10人を下回り、取扱い要件を満たしていないことが判明した次第です。

なお従来は、「県知事が必要と認めた基準により算定」していたことにより、適用されていました。

また、当該報酬改定では、「送迎加算」は「送迎加算Ⅰ」と「送迎加算Ⅱ」に見直しされ、「1回平均10人以上又は週3回以上」を条件とした「送迎加算Ⅱ」が新設されました。

「対応」といたしましては、平成27年4月から平成29年3月までの2年分の介護給付費の請求を「送迎加算Ⅰ」の区分ではなく、「送迎加算Ⅱ」の区分で請求し直す。いわゆる「過誤請求」として扱うものとなり、介護給付費の請求時に併せて、過誤請求を行うことで相殺されるものです。

返納額は、北名古屋市分が88万95円、岩倉市分が44万3,541円。合計132万3,636円です。

以上です。

議長 ただ今、事務局から報告のありました内容について、何か質問はありますか。

理事 …

理事長 質問はないようですので、今後、十分注意を払って、適正な執行に努めてください。

次に、「その他」ですが、事務局から行事予定をお願いします。

施設長 行事予定として、

- ・ 9月29日（金）午前9時～ 社会見学 於；ローザンベリー多和田
- ・ 11月10日（金）午前11時30分～ ふれあい芋煮会 於；セルプしかつ

議 長 議事以外のことで質問・意見等ありますか。

赤堀監事 この年6月に承認された社会福祉充実計画について、その後の届出関係について報告をしていただきたい。

施設長 その後、北名古屋市へ提出し、承認を受けております。

赤堀監事 毎年、市へ提出するものなので、今後も状況を報告してほしい。

大規模修繕を先延ばしして補正予算で対応するのは良いが、社会福祉充実計画に影響はないかということを中心に内部で検討しておく必要があると思うが。

施設長 大規模修繕については、積立資産を取り崩して施工しますので、社会福祉充実計画には影響はありません。

議 長 以上をもちまして、理事会を閉会します。

(閉会 午前10時56分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議長（理事長） 大 口 正 文

議事録署名者

議事録署名者